令和８年（フ）第８１号
広島県呉市三条３丁目８番５号
債務者　森　　裕司
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１５１号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地神代団地14号棟104
債務者　阿部　真佑
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８９号
東京都武蔵村山市榎２丁目12番地の10
債務者　大西　麻衣
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４２号
東京都町田市南町田３丁目28番18号パストラルすずかけ台202
債務者　髙野　大輔
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1120―109
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２１７号
福井市加茂河原３丁目11番４号　Ｔ―パティオ　203
債務者　古川　雄大
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
福井県勝山市旭毛屋町3609番地　ローザ　アランチオーネ　101号、旧住所福井県勝山市滝波町２丁目615番地５
債務者　廣瀬　健伍
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１９号
福井市和田２丁目907番地　コーポ松信103
債務者　松田　　真
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３７４１号
大阪市北区大淀中４丁目５番９号
債務者　山本　浩未（旧姓岡田）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８２号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番19号　第２ユタカマンション３階　18号
債務者　門谷　朋子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１２号
大阪府八尾市末広町１丁目２番７号　末広マンション203号、前住所大阪府八尾市宮町３丁目２番51号
債務者　竹田　玲子（旧姓竹野）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８８号
大阪府豊中市桜の町５丁目１番12―302号
債務者　柳瀬　　翔
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１２号
大阪府豊中市春日町２丁目19番７号
債務者　平田　祐也
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２９号
大阪市城東区野江３丁目22番16号
債務者　寺浦　　覚
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４４号
大阪市城東区諏訪２丁目11番39号　シャルム深江橋　101号室
債務者　澁谷志津子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１１号
大阪府高槻市野田２丁目４番18号　サンコーポ野田203号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目３番54―102号
債務者　由利美優奈
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５５号
大阪市東淀川区瑞光３丁目３番25―110号
債務者　藤居　広樹
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部